

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年2月12日(2015.2.12)

【公表番号】特表2015-500336(P2015-500336A)

【公表日】平成27年1月5日(2015.1.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-001

【出願番号】特願2014-547155(P2014-547155)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/19 (2006.01)

A 6 1 K 8/88 (2006.01)

A 6 1 Q 11/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/19

A 6 1 K 8/88

A 6 1 Q 11/00

【手続補正書】

【提出日】平成26年12月8日(2014.12.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(i) 経口的に許容されるガリウム塩および(ii) 塩基性アミノ酸ポリマーを含み、ここで、該ガリウム塩および該塩基性アミノ酸ポリマーの組合せは、バイオフィルムを破壊するのに効果的な濃度で存在する、オーラルケア組成物。

【請求項2】

該経口的に許容されるガリウム塩が、硝酸ガリウム、クエン酸ガリウム、マルトール酸ガリウム、およびそれらの混合物から選択される請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

該塩基性アミノ酸ポリマーが-ポリリシンである請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

該経口的に許容されるガリウム塩の量が0.001~5%である請求項1~3のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項5】

該塩基性アミノ酸ポリマーの量が0.001~5%である請求項1~4のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項6】

さらに、フッ化物、遊離または経口的に許容される塩形態の1-アルギニン、該ガリウム塩および該塩基性アミノ酸ポリマーに追加の抗菌剤、抗炎症性化合物、およびホワイトニング剤から選択されるさらなる剤の有効量を含む請求項1~5のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項7】

マウスリンス、練り歯磨き、歯ゲル、歯磨き粉、非研磨性ゲル、ムース、フォーム、マウススプレイ、ロゼンジ、経口錠剤、歯科用用具およびペットケア製品から選択される形態である請求項1~6のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項8】

該組成物が、水、研磨剤、界面活性剤、発泡剤、ビタミン、ポリマー、酵素、保湿剤、増粘剤、抗微生物剤、保存剤、着香剤、着色剤および/またはそれらの組合せの1以上をさらに含んでいてよい練り歯磨きまたはマウスウォッシュである請求項1～7のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項9】

該バイオフィルムが多数種のバイオフィルムである請求項1～8のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項10】

請求項1～9のいずれか一項に記載のオーラルケア組成物の製造における、(i)バイオフィルム-破壊濃度の経口的に許容されるガリウム塩、および(ii)塩基性アミノ酸ポリマーの併せての使用。

【請求項11】

請求項1～9のいずれか一項に記載の組成物であって、  
有効量の該組成物を口腔に適用することを含む、(i)口腔における微生物バイオフィルム形成を阻害し、(ii)歯垢蓄積を低下させ、(iii)歯肉炎を低下させ、または阻害し、(iv)酸生産細菌のレベルを低下させ、および/または(v)全身の健康を増進または維持する方法に使用するための、組成物。